

北陸圏・中部圏広域地方計画合同協議会設置要綱

（趣旨等）

- 第 1 北陸圏及び中部圏（以下「両圏域」という。）の広域地方計画の策定に際し、両圏域の共通課題や日本海から太平洋にわたる連携した取組等（以下「取組等」という。）を協議するため、北陸圏・中部圏広域地方計画合同協議会（以下「合同協議会」という。）を設置する。
- 2 合同協議会は、協議した結果を「北陸圏・中部圏広域地方計画合同協議会報告書（以下「合同報告書」という。）」として取りまとめる。

（構成員及び組織）

- 第 2 合同協議会は、別表に掲げる両圏域の広域地方計画協議会の構成員で構成し、取組等の協議に際し、関係を有する者をオブザーバーとして参加させることができる。
- 2 合同協議会は、その円滑な運営を補助するため、「幹事会」及びその下部組織として「ワーキンググループ会議」を設ける。

（会長）

- 第 3 合同協議会の会長は、北陸圏広域地方計画協議会会長及び中部圏広域地方計画協議会会長とする。
- 2 合同協議会の議事を行う会長は、当該合同協議会の開催地の広域地方計画協議会の会長とする。ただし、会長間の協議により議事を行う会長を定める場合にあっては、この限りではない。

（協議過程の透明性の確保）

- 第 4 会議については、公開とする。ただし、公開することが適切でないと合同協議会が決定した場合は、非公開とすることができる。
- 2 会議に提出された資料（以下「資料」という。）及び議事概要は、公開する。ただし公開することが適切でないと合同協議会が決定した資料は非公開とすることができる。
- 3 資料及び議事概要の公開は、会議後速やかに行う。

（報告書の尊重）

- 第 5 両圏域の広域地方計画協議会は、各々の広域地方計画の協議に当たっては、合同報告書の趣旨を十分に踏まえるものとする。

（庶務）

- 第 6 合同協議会の庶務は、北陸圏広域地方計画推進室及び中部圏広域地方計画推進室において処理する。

附 則

（施行期日等）

- 第 1 この設置要綱は、平成20年7月31日から施行する。

北陸圏・中部圏合同協議会構成員

機 関 名 等	構 成 員 名 称	備 考
	新潟県知事	
	富山県知事	
	石川県知事	
	福井県知事	
	長野県知事	
	岐阜県知事	
	静岡県知事	
	愛知県知事	
	三重県知事	
	滋賀県知事	
	京都府知事	
政令市	静岡市長	
政令市	浜松市長	
政令市	名古屋市長	
警察庁	関東管区警察局長	
警察庁	中部管区警察局長	
総務省	信越総合通信局長	
総務省	北陸総合通信局長	
総務省	東海総合通信局長	
財務省	関東財務局長	
財務省	北陸財務局長	
財務省	東海財務局長	
厚生労働省	関東信越厚生局長	
厚生労働省	東海北陸厚生局長	
厚生労働省	近畿厚生局長	
農林水産省	関東農政局長	
農林水産省	北陸農政局長	
農林水産省	東海農政局長	
農林水産省	関東森林管理局長	
農林水産省	中部森林管理局長	
農林水産省	近畿中国森林管理局長	
経済産業省	関東経済産業局長	
経済産業省	中部経済産業局長	
経済産業省	近畿経済産業局長	
国土交通省整備局	関東地方整備局長	
国土交通省整備局	北陸地方整備局長	
国土交通省整備局	中部地方整備局長	
国土交通省整備局	近畿地方整備局長	
国土交通省運輸局	北陸信越運輸局長	
国土交通省運輸局	中部運輸局長	
国土交通省航空局	東京航空局長	
国土交通省航空局	大阪航空局長	
海上保安庁	第三管区海上保安本部長	
海上保安庁	第四管区海上保安本部長	
海上保安庁	第八管区海上保安本部長	
海上保安庁	第九管区海上保安本部長	
環境省	関東地方環境事務所長	
環境省	中部地方環境事務所長	
経済連合会	北陸経済連合会会長	
経済連合会	中部経済連合会会長	
商工会議所連合会	東海商工会議所連合会会長	
	富山県商工会議所連合会会長	
	石川県商工会議所連合会会頭	
	福井県商工会議所連合会会頭	
	長野県商工会議所連合会会長	
	静岡県商工会議所連合会会長	
全国市長会	全国市長会東海市長会会長	
全国町村会	全国町村会東海四県町村会代表者	
市長会・町村会	富山県市長会長	
	富山県町村会長	
	石川県市長会長	
	石川県町長会長	
	福井県市長会長	
	福井県町村会長	
オブザーバー	神奈川県知事	
オブザーバー	山梨県知事	